

清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金支給要綱

(目的)

第1条 スポーツ活動及び文化芸術活動において優秀な成績・記録を収め、全道大会、全国大会又は世界大会若しくはこれらに類する競技会や発表会（以下「大会等」という。）に出場する個人又は団体に対して、奨励金を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象大会等)

第2条 支給対象とする大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、全道大会は全道一円若しくは2分割までのものとし、道東地区大会は上位大会につながるものとする。全国大会は全国一円若しくは2分割までのものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体が主催又は共催する全国・全道大会等
- (2) 全日本若しくは北海道規模の各種協会・連盟が主催又は共催する全国・全道大会等
- (3) オリンピック委員会、若しくは世界規模の競技連盟が主催する世界大会
- (4) 第1号から第3号に準じるものとして、教育長が認める大会等

(支給対象者)

第3条 支給対象とするものは、清水町内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの及びそのものを指導するもの（以下「引率指導者」という。）とする。なお、団体競技の支給対象者は、大会開催要項等で定められた登録選手に限るものとする。

- (1) 地区予選大会等の結果により、全道若しくは全国大会の出場権を得たもの及び小・中学生で地区予選大会等の出場者数が、全道若しくは全国大会の出場資格枠数以内となったことにより地区代表としての出場権を得たもの。
 - (2) 大会開催要項で定める参加標準記録等を突破し、全道若しくは全国大会等の出場権を得たもの。
 - (3) 競技団体等において優秀者として十勝代表又は北海道代表若しくは日本代表として選抜され大会に出場するもの。
 - (4) その他、第1号から第3号までに準じるものとして、教育長が認めるもの。
- 2 引率指導者として支給対象とする者は、町内小・中学生の活動団体の指導者として登録され常時指導する者であって、同一大会において同一活動団体から2名以内を支給対象とする。ただし、出場する小・中学生が2名以下の場合は1名以内を支給対象とする。

(支給の制限等)

第4条 次の大会等への参加は支給の対象としない。

- (1) 参加を希望すれば無条件に出場できる場合
- (2) 中学校体育連盟若しくは中学校文化連盟が主催又は共催する大会等であって、「清水町中学校各種大会参加助成支援要綱」により町費助成の対象となる場合
- (3) 企業から資金提供を受け、かつ、企業名が入っているユニホームの着用等をして大会等に出場する場合

2 奨励金の支給回数は次のとおりとする。

- (1) 小・中学生及びその引率者に対する奨励金の支給回数に制限は設けないものとする。
- (2) 高校生以上については、全国大会以上を支給の対象とし、同一年度内における、同一人又は同一団体に対する奨励金の支給回数は、全国大会及び世界大会それぞれ2回までとする。

(支給対象経費及び算定基準)

第5条 支給対象経費は、交通費、宿泊費及び大会等参加費とする。ただし、大会等が十勝管内で開催される場合は、交通費及び宿泊費は支給対象外とする。

2 支給額は第2条第1項第3号に定める世界大会等を除き実費の範囲内とし、次の各号による算定基準に基づき、教育長が認めた額とし、算定した額が別表に定める額を超える場合は、別表に定める額とする。ただし、世界大会等については別表に定める額を支給する。

- (1) 交通費は、大会等の日程や開催地を考慮し、最も経済的・合理的な交通手段によるものとする。

ア 公共交通機関を使用する場合

支給対象者の居住地の最寄り駅又は停留所等から大会等の会場及び宿泊施設までの区間における鉄道・路線バス・船舶・航空等の利用料金を算定する。

鉄道における特別急行料金及び座席指定料金は、乗車区間が片道100キロメートル以上の場合に算定する。

船舶における運賃等級が2階級以上に区分されている場合は、最下級より1階級上位区分の運賃を上限として算定する。

航空における運賃等級が2階級以上に区分されている場合は、最下級の運賃を上限として算定する。

イ 自家用自動車を使用する場合

燃料費、有料道路料金、駐車場料金等を算定する。

燃料費は、居住地から大会等の会場若しくは団体の集合、解散地までの往復距離数(1km未満切捨)にガソリン1リットル当たりの価格(税込)の10分の1の額を乗じて得た額(円未満切捨)とする。なお、走行距離数は、最も合理的な経路による行程とし、ガソリン1リットル当たりの価格(税込)は、大会等に参加するための旅程の初日における町の購入実績単価とする。

有料道路料金は、利用区間が原則片道100キロメートル以上であって、最も合理的な経路における利用として認められる場合に算定する。

大会等で自家用自動車を使用して現地へ赴き宿泊を伴う場合、大会等の会場から宿泊施設までの交通費として、1泊につき1,500円を上限として算定する。

ウ バス等の借上車両を使用する場合

車両借上料(運転手付きを含む。)、借上車両燃料費、有料道路料金、駐車場料金、宿泊を伴う旅程の場合は運転手の宿泊料金を算定する。

借上車両の使用は、原則10名以上乗車し、経済的・合理的なものとして認められる場合に算定する。

有料道路料金は、利用区間が原則片道100キロメートル以上であって、合理的な経路における利用として認められる場合に算定する。

(2) 宿泊費は、実費額とする。ただし、大会等の主催者が宿泊施設を指定する場合を除き、1名1泊につき11,000円（宿泊地が北海道外の政令指定都市の場合は12,000円。）に宿泊日数を乗じて得た額を上限として算定する。

ア 前泊又は後泊は、大会等の日程（公式練習は大会日程に含む。）及び交通手段を考慮し、原則、前泊にあつては大会当日の午前7時前に町内を出発することを要する場合、後泊にあつては大会当日の午後6時までに帰町できない場合に算定する。

(3) 大会等参加費は、参加負担金、選手登録料及びプログラム代の実費額とする。ただし、プログラム代の支給対象は小・中学生に限り、個人の場合は1部、団体の場合は3部以内を上限として算定する。

(4) 支給対象経費について、支給対象者とその他の者が合同で負担する場合は、支給対象経費を負担する全体人数と支給対象者の人数で除した額（円未満切捨）を算定する。

(5) 支給対象経費に対して、主催者又は競技団体等から助成金や協賛金等の交付がある場合は、当該金額を差し引いて算定する。

3 前項各号に定める算定基準により難い特別の事情があると教育長が認めた場合は、算定基準をその都度決定する。

（奨励金の支給申請）

第6条 奨励金の支給を受けようとする者は、大会等開催日の7日前までに、清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金支給申請書（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。ただし、事前申請ができない特別な事由があるときは、その限りではない。

2 奨励金の支給申請者は、支給対象者または活動団体代表者とする。ただし、支給対象者が小・中学生の場合は、その保護者または活動団体代表者とする。

（支給の決定・不決定）

第7条 教育長は、前条の申請内容を審査し支給対象とするときは、清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金支給決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

2 教育長は、前条の申請内容を審査し支給対象外とするときは、清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金支給不決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

3 第1項の規定により支給の決定を受けた奨励金は、概算払いによる支給ができるものとし、概算払いにより支給を受けようとするものは、清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金概算払申請書（別記様式第4号）を提出するものとする。

4 教育長は、前項の申請により概算払いによる支給をするときは、清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金概算払決定通知書（別記様式第5号）により通知する。

（結果の報告）

第8条 奨励金の支給決定を受けた者は、大会終了後、2週間以内に清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金支給結果報告書（別記様式第6号）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第9条 教育長は、前条の結果報告を審査し奨励金の額を確定したときは、清水町スポーツ・文化大会等出場奨励金支給額確定通知書（別記様式第7号）により通知する。

(支給決定の取消及び返還)

第10条 次の各号に該当する場合、教育長は支給の決定を取消し、既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 奨励金を目的以外の経費に使用したとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(その他)

第11条 この基準に定めのない事項は、教育長がその都度決定する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前までに支給決定したものについては、なお従前の例による。

別表（第5条第2項関係）

大会規模	区分		支給上限額
全国大会	高校生以上	個人	15,000 円
		団体	150,000 円

大会規模	区分	支給額
世界大会	オリンピック	100,000 円
	世界選手権、世界大会	80,000 円
	アジア選手権、アジア大会	50,000 円